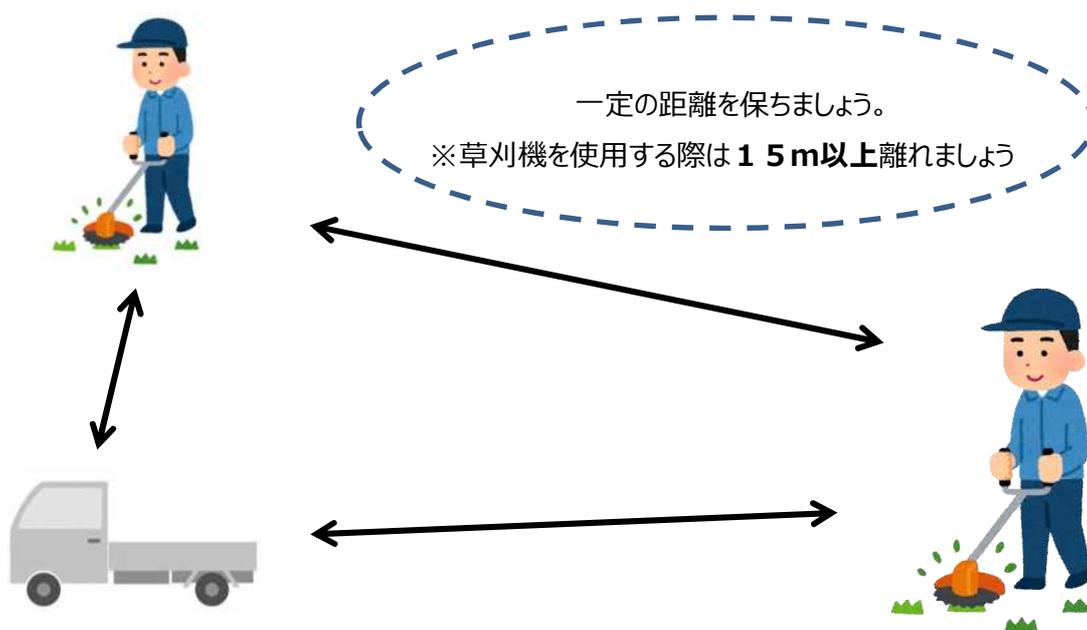


## 春の「環境美化活動」に関するお知らせ

### 作業にあたって

- ・怪我や熱中症に注意しながら作業をしてください。
- ・ダニなどからの感染症を防ぐため、肌の露出の少ない服装や虫よけスプレーの活用をしましょう。
- ・ごみの処分方法を確認し、適切に処理してください。  
(分別できていない場合は、回収できません。)
- ・草刈機での除草作業中に跳ねた石が、車のガラスを割る事故が多発しています。草刈機を使用する場合は、人や自動車から15m以上離れて作業するように注意してください。
- ・環境美化活動中の事故は、区長会共済制度、奉仕活動傷害見舞金支給制度の対象となります。事故が発生した場合には、同封の事故報告書を5日以内に(支所又は地域交流課に)提出してください。  
※詳細は、自治区運営の手引きP56~をご参照ください。





## 0 令和7年度 春 の注意点

### (1) 渡刈クリーンセンターの令和7年度特別開場日

春：6月8日（日） 9時～16時（12時～13時を除く）

特別開場日に環境美化活動を実施する場合でも、業者による廃棄物収集日は翌日以降となる場合があります。収集日程は、担当業者と調整してください。

### (2) 業者へ依頼していない（区長等が持ち込む）自治区の廃棄物搬入先

廃棄物の種類	特別開場日以外	特別開場日（6月8日（日））
刈草	・緑のリサイクルセンター ・渡刈クリーンセンター	・渡刈クリーンセンター
せん定した枝	※可能な限り、緑のリサイクルセンターへお持ちください	
竹	・渡刈クリーンセンター	
燃やすごみ、可燃性粗大ごみ	・藤岡プラント	
金属ごみ、埋めるごみ、泥	・グリーン・クリーンふじの丘	受入れできません

### (3) ごみの分別のお願い

#### ① 「刈草」「せん定した枝」「竹」について

基本的に、「刈草」「せん定した枝」はたい肥等にしています。ごみが混ざっている状態ではたい肥等にできませんので、「刈草」「せん定した枝」「竹」は分別し、ごみ袋には入れないようにしてください。また、土や他のごみが混ざっている場合は、取り除いてください。

※業者による収集運搬を依頼していない自治区は、可能な限り、緑のリサイクルセンターへの搬入をお願いしておりますが、渡刈クリーンセンターへ搬入することも可能です。その際は焼却処理となるため、ごみ袋に入れた状態でも構いません。

※業者による収集運搬を依頼している自治区においては、緑のリサイクルセンターや民間の堆肥化施設等に搬入しますので、ごみ袋に入れた状態での収集は、原則不可となります。

#### ② 環境美化活動で出せないごみについて

区民会館や家庭から発生したごみは、環境美化のごみとして出すことができません。詳細はP4を参照してください。

# 1 収集方法



## (1)収集運搬を業者へ依頼した自治区

分別が出来ていないごみについては、回収できませんのでご了承ください。

※ ごみステーションは集積場所ではありません。家庭ごみが出せなくなります。

廃棄物の種類		収集方法	
可燃物	刈草 せん定した枝 竹 ※草・枝・竹は必ず分けて、集積場所に積んでおいてください。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。	<b>指定ごみ袋に入れずに、分別して</b> 指定した集積場所にそのまま積んでおいてください。 ※長大なもの等は収集できません（P6・7参照）。 ※石、飲料缶、土等が混入しないように注意してください。 ※オオキンケイギクは、種子が飛散しないよう指定ごみ袋に入れて燃やすごみとしてください。	
	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	<b>燃やすごみ</b> ・汚れた紙類 ・汚れたペットボトル ・ビニール類	<b>指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて</b> 自治区で指定した集積場所に出してください。
		<b>可燃性粗大ごみ</b> （袋に入らない大きさのもの）	<b>そのままの状態</b> で自治区の指定した集積場所に出してください。
不燃物	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	<b>金属ごみ</b> ・汚れた飲料缶 ・金属製品等	<b>指定ごみ袋（金属、埋める）に入れて</b> 自治区で指定した集積場所に出してください。 袋に入らない物は、分別してそのままの状態 <u>で集積場所に出してください。</u>
		<b>埋めるごみ</b> ・割れたガラスびん ・陶磁器	
	側溝等の泥	<b>土のう袋に入れて</b> 自治区で指定した集積場所に出してください。むき出しの泥は回収できません。収集時に袋が破れないよう、土のう袋に泥を入れすぎないようにしてください。	

公道や地域の広場などに不法投棄されたごみであっても、上表にあてはまらない廃棄物（家電、危険ごみ、資源ごみなど）は、業者による収集ができません。

詳細な処理方法はP4を参照してください。

## (2)収集運搬を業者へ依頼していない自治区



### 【自治区で各処理施設に持ち込む場合】

- ・「搬入物証明書」に必要事項を記入のうえ、指定処理施設の窓口へ提出すれば無料で処理できます（P8 参照）。

	廃棄物の種類	集積方法
可燃物	刈草 せん定した枝 竹 ※草・枝・竹は必ず分けて、搬入してください。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。	指定ごみ袋に入れずに、分別して搬入してください。（指定ごみ袋に入れての搬入も可能ですが緑のリサイクルセンターへの搬入の際は現地で袋から出していただく必要があります。） <b>刈草・せん定した枝は、緑のリサイクルセンター・渡刈クリーンセンターへ搬入してください。</b> <b>竹は、渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。</b> ※長大なもの等は搬入できません（P6・7 参照）。 ※石、飲料缶、土等が混入しないように注意してください。 ※オオキンケイギクは、種子が飛散しないよう指定ごみ袋に入れて燃やすごみとしてください。
	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	燃やすごみ ・汚れた紙類 ・汚れたペットボトル ・ビニール類  可燃性粗大ごみ （袋に入らない大きさのもの）  指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。  そのままの状態でも渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。
不燃物	金属ごみ ・汚れた飲料缶 ・金属製品等	指定ごみ袋（金属、埋める）に入れてグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。
	埋めるごみ ・割れたガラスびん ・陶磁器	袋に入らない物は、分別してそのままの状態でもグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。
	側溝等の泥	土のう袋に入れてグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。

### 【ごみステーションに出す場合】

- ・少量のごみであれば、ごみステーションに出すことも可能です。（10 袋程度まで）  
分別を行い、ごみの収集日にごみ袋に入れて、「環境美化」と表示して、ごみステーションに出してください。

## 2 ごみの分別

### (1)環境美化活動で出せるごみ

廃棄物の種類	
刈草・せん定した枝・竹 ※長大なものは処分できません (P6・7 参照)。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。	
公道や地域の 広場などに 不法投棄され た右欄のごみ	燃やすごみ (汚れた紙類、汚れたペットボトル、ビニール類)
	粗大ごみ (木製椅子など)
	金属ごみ (汚れた飲料缶、金属製品等)
	埋めるごみ (割れたガラスびん、陶磁器)
側溝等の泥	

### (2)環境美化活動で出せないごみ

廃棄物の種類	処理方法
<b>区民会館等から発生したごみ</b> 事務用品、事務机、ソファ、いす、電化製品、PC、紙類、飲料びん、缶、ペットボトル、プラスチック類等	<b>産業廃棄物</b> …金属、ガラス、陶磁器、プラスチック類、廃油等 愛知県産業資源循環協会 (052-332-0346) へ連絡してください。 <hr/> <b>産業廃棄物以外のごみ</b> 清掃施設課 (28-2000) へ連絡し、搬入先等を確認のうえ自治区で処理施設へ持ち込んでください。
公道や地域の 広場などに 不法投棄され た右欄のごみ  	放置された自転車 交通安全防犯課 (34-6633) へ連絡してください。 <hr/> ・タイヤ ・バッテリー ・家電4品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) ・パソコン ・消火器 <hr/> ・危険ごみ (スプレー缶、ガスライター等) <hr/> 汚れていない ・飲料缶 ・飲食用ガラスびん ・ペットボトル
<b>家庭内のごみ、宅地内の草木</b>	家庭内で分別し、適切に処理してください。

### 3 各指定処理施設の受入時間と連絡先

処理施設	受入時間	電 話
渡刈クリーンセンター	月 7時30分～16時 火～金 8時30分～16時	28-2000
	6/8(日)・9/14(日)の特別開 場日は9時～16時	
藤岡プラント	月～金 8時30分～16時 土 8時30分～12時	76-2027
緑のリサイクルセンター	月～金 9時30分～17時 土 8時30分～12時	43-2080
グリーン・クリーンふじの丘	月～金 8時30分～16時	75-2101
(株) 鈴鍵	月～金 8時～17時	41-2003
コメジ・ソシオ(株)	月～金 8時～17時	58-2235
フルハシEPO(株)	月～金 8時～18時 土 8時～17時	42-8561

※全ての処理施設について、12時～13時の搬入は控えてください。

#### <注意>

渡刈クリーンセンターの特別開場は、環境美化活動で出た一般廃棄物の搬入に限ります。

## 4 各指定処理施設の搬入禁止物

### ・「渡刈クリーンセンター」「藤岡プラント」

区 分		主な搬入禁止物
1	不燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた飲料缶、金属製品</li> <li>・割れたガラスびん、陶磁器</li> <li>・スプレー缶、ガスライター</li> <li>・側溝等の泥</li> </ul>
2	長大なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡刈クリーンセンター 長さ2 m以上、太さ30 cm以上</li> <li>・藤岡プラント 長さ2 m以上、幅30 cm以上、 厚さ10 cm以上</li> </ul>
3	発火の可能性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リチウムイオンバッテリーを含むごみ</li> </ul>

### ・「グリーン・クリーン ふじの丘」

区 分		主な搬入禁止物
1	危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬、その他毒性の強い危険を伴う薬品</li> <li>・塗料、ペンキ類でシンナー、ベンジン等の引火性の強いものが混入したもの</li> <li>・スプレー缶、ガスライター、カセットボンベ、バッテリー</li> </ul>
2	火気のある物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰で火気のある物</li> <li>・火災による残焼物で火気のある物</li> <li>・その他火気のある物</li> </ul>
3	著しく悪臭を発する物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残渣物</li> </ul>
4	体積の大きな物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ2 m、幅2 m、高さ0.7 m以上の物 (浄化槽、電気温水器等)</li> </ul>
5	長大なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ2 m、直径30 cm以上の物</li> </ul>
6	廃車類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車(カート含む。)</li> <li>・自動二輪車(ポケットバイク含む。)</li> <li>・原動機付自転車 ・発電機</li> <li>・ジェットスキー</li> <li>・エンジン類(原動機付自転車以上のもの)</li> </ul>
7	感染性の物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針</li> </ul>
8	機械の故障につながるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さ15 mm以上の金属のかたまり</li> <li>・1メートル以上のワイヤーロープ</li> </ul>
9	市で収集・処理しない物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ</li> <li>・バッテリー</li> <li>・ボンベ</li> <li>・石、土、砂</li> <li>・パソコン</li> <li>・農業用機械</li> <li>・ピアノ</li> <li>・廃消火器</li> </ul>

・「緑のリサイクルセンター」

区 分		搬入禁止物
1	搬入を禁止している物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウルシ、ヌルデ等の触れるとかぶれるもの</li> <li>・アセビ、キョウチクトウ等の有毒植物</li> <li>・長さが2 m以上の木類</li> <li>・直径30 cm以上の木類</li> <li>・板材、木材類</li> <li>・防腐剤を施した木類</li> <li>・著しく悪臭を発するもの、腐敗したもの</li> <li>・根、土が付いているもの</li> <li>・野菜、果実又は野菜、果実が付いているもの</li> <li>・竹、笹、落葉類</li> <li>・刈草類、せん定枝類を原材料とした加工品</li> <li>・上記に定めるもののほか適正に処理できないと判断されるもの</li> </ul>

## 5 環境美化活動に関する問合せ先

内容	連絡先	時間
環境美化に関すること	地域交流課 (34-6629)	月～金 8時30分～ 17時15分
街路樹、側溝に関すること	道路維持課 (34-6645)	
排水路、河川に関すること	河川課 (34-6672)	
地域広場、公園に関すること	公園緑地課 (34-6621)	
放置された自転車について	交通安全防犯課 (34-6633)	
タイヤ、バッテリー、家電4品目、パソコン、消火器の処理について	清掃業務課 (71-3003)	月～金 8時～16時45分
渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、グリーン・クリーンふじの丘、緑のリサイクルセンターに関すること	清掃施設課 (28-2000)	月～金 8時15分～17時
ごみの分別について	循環型社会推進課 (71-3001)	

## 6 搬入証明書について

- ・各自治区で各処理施設に持ち込む場合に使用してください。
- ・自治区運営手引【様式集】→Ⅱ巻\_各種支援制度→5\_ごみ・環境  
→(2) 清掃行政における各種支援制度→08 搬入物証明書からダウンロード  
できます。※ 1回の搬入につき、証明書が1枚必要です。

### 見本

## 搬入物証明書

《該当するごみ区分にチェックを入れてください》

この廃棄物は、

- 1 ごみステーション管理に伴う家庭ごみ
- 2 自治区施設の管理で発生する、紙くず、木くず（刈草・せん定枝、木製の家具等）、繊維くず（木綿くず、天然繊維くず）
- 3 自治区主催の行事から発生したごみ
- 4 環境美化活動により収集したごみ
- 5 不法投棄されたごみ

であることを証明します。

令和7年 ○月 ○日

① 自治区名	○○ 自治区
② 区長氏名	○○ ○○
③ 搬入者 氏 名	○○ ○○（持ち込む本人の名前を記載）
④ 車両番号	(例) 豊田800 12-13

廃棄物の種類	受付欄	備考
<input type="checkbox"/> 燃やすごみ	<input type="checkbox"/> 渡刈クリーンセンター	
<input type="checkbox"/> 埋めるごみ	<input type="checkbox"/> 藤岡プラント	
<input type="checkbox"/> 金属ごみ	<input type="checkbox"/> グリーン・クリーンふじの丘	
<input type="checkbox"/> 刈草・せん定枝	<input type="checkbox"/> 緑のリサイクルセンター	
	受付日： 年 月 日	